公益社団法人三重県緑化推進協会役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号) 第89条、第105条(第197条において準用する第89条、同第105条)〈及び第196条〉並びに 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13 号及び定款第30の規定に基づき、公益社団法人三重県緑化推進協会の役員(以下「役員 等」という。)の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬の種類及び通勤手当)

- 第2条 役員等の報酬は、常勤役員等にあっては本給とする。
- 2 前項に定める報酬のほか、常勤役員等には、通勤手当を支給することができる。 (報酬の支払方法)
- 第3条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その 方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第4条 役員等の報酬は、その月の月額の全額を毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、公益社団法人三重県緑化推進協会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第7条第1項の規定に準じて支給する。

(報酬の決定基準)

第5条 常勤理事の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表(役員等の報酬月額)に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

- 第6条 通勤手当を支給する場合には、職員給与規程第8条に規定する通勤手当の支給要件に該当する常勤役員等に支給する。
- 2 通勤手当の月額は、職員給与規程第8条に規定する額とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。 (日割計算)
- 第7条 新たに役員等になった者には、その日から報酬(通勤手当及び特別手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。
- 2 役員等が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員等が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給 するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、

その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。 (補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公益社団法人三重県緑化推進協会の設立の登記の日(平成23年2月1日) から施行する。

附則

改定後の規程は、平成30年3月23日より施行する。(平成30年3月23日理事会議決) 附則

改定後の規程は、令和6年3月25日より施行する。(令和6年3月25日理事会議決)

別表(役員等の報酬月額)

単位:円)

号	報酬月額
第1号	200, 000
第2号	230, 000
第3号	250, 000
\$	
第8号	330,000